

出生に関連するおもな手続き

※税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

「★」マークのある項目は、振興事務所でも受付しています。

	下記にあてはまる方は同一世帯にいらっしゃいますか？ ※該当のお手続きをご自身で確認してください。	手続き	必要なもの	ご自宅 手続き 可能	該当	受付窓口	受付済	
住所・ 戸籍	お子さんの個人番号通知書	※後日、通知が郵送で送られます。 (約1ヶ月かかります。)	—					
	お子さんの住民票コード	出生届受理後にお渡しします。	—			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464		
	母子健康手帳への出生証明	—	母子健康手帳					
保険	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (保険証は後日郵送)	—					
	→出産した方が国民健康保険の方		①出産育児一時金支給申請書 ②世帯主の口座番号がわかるもの ③出産費用の領収・明細書の写し ④代理契約に関する合意文書の写し			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464		
	①出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円(※2)に満たなかった方	「出産育児一時金」の支給申請						
	②「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方		※③④は病院でもらえます。					
→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。 手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。							
こども	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください。 出生の日から起算して15日以内 ※必要なものが揃っていても窓口へお越しください。	①請求者の通帳 ②請求者の健康保険証 ※2人目以降は、請求者の健康保険証のみで申請できます。			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464		
	医療費助成を申請する方	医療費助成の申請	健康保険証(子)					
	第2子以降出産祝金を申請する方	第2子以降出産祝金の申請	申請者の通帳					
	こんにちは赤ちゃん訪問事業のご案内	お子さんが生まれてから2か月頃までを目安に、予防接種の説明をしたり、お子さんのお様子を伺って状況に応じた育児情報をお伝えするために、ご家庭を訪問しています。訪問の際には、事前にご連絡します。	手続きは不要です				保健センター ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-2948	
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください。					
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください。				子育て応援課 (ハートピア古川) ☎0577-73-2458	
その他	市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合は必ず届出が必要です。 ※受付窓口にてご相談ください。			建築住宅課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-0153		

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円



飛驒市役所

開庁時間

あさ 8 時 30 分 ~ 夕方 5 時 15 分

窓口受付時間

あさ 9 時 00 分 ~ 夕方 4 時 30 分

土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです。

お電話を担当者へお繋ぎいたします



〒509-4292 岐阜県飛驒市古川町本町2番22号

各支所でも各種手続きができます。
なお、支所では受付していないものがあります。
内側の表でご確認ください。

市役所代表番号
0577-73-2111

飛驒市ホームページ <https://www.city.hida.gifu.jp/>

手続きチェックシート 出生

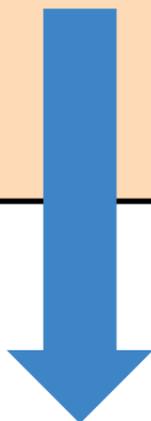
ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれたら14日以内に届出してください

出生届

《届出に必要なもの》

- ・医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・母子健康手帳



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>



そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人
確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。